



長野県報

3月19日(月)
平成24年
(2012年)
第2353号

目 次

規 則

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則(地域福祉課) 1

告 示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課) 1

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) 2

昭和42年長野県公安委員会告示第54号(長野県公安委員会の掲示板の場所に関する告示)の一部改正(警務課) 2

平成19年長野県公安委員会告示第1号(長野県公安委員会が委託する運転免許証更新通知等送付業務の一般競争

入札に参加する者に必要な資格)の一部改正(東北信運輸免許課) 2

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための

選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会) 2

公 告

一般競争入札(3件)(管財課) 3

土地改良区の定款変更の認可(3件)(農地整備課) 6

一般競争入札(道路管理課) 6

都市計画道路の変更案に係る公聴会の中止(都市計画課) 7

一般競争入札(管財課) 7

規 則

告 示

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第4号

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県福祉大学校管理規則(平成6年長野県規則第42号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 介護センター(第19条—第21条)」を「第3章 削除」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第19条から第21条まで 削除

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

地域福祉課

長野県告示第233号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年3月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡泰阜村9022の6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度